

## 錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、錦町空き家等情報登録制度空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）利用者が空き家等のリフォームを町内業者により実施した場合において、その経費の一部を助成することにより、空き家の有効利用を図るとともに、空き家バンクへの物件登録推進を図るため、また、地域経済の活性化を図り、併せて居住環境の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、錦町補助金等交付規則（平成10年錦町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 錦町空き家等情報登録制度空き家バンク設置要綱で定める空き家をいう。
- (2) 併用住宅 居住部分と事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となったものをいう。
- (3) リフォーム 住宅（併用住宅については、個人住宅部分に限る。）の機能の維持及び向上のために行う別表に定める増築、改築、修繕、模様替え及び設備改善等の工事等をいう。
- (4) 町内業者 町内に事業所、営業所等を有する法人又は個人事業主をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借（一親等の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者。ただし、賃貸借については借主から住宅改修の許可を得ていること。
- (2) 町外からの転入を予定しており、リフォームを行う空き家に転入後3年を超えて居住を予定している者で、前住所地の市町村税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がないもの
- (3) この要綱の規定により補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織との関与がない者

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内業者が施工する住宅リフォームであること。
  - (2) 町水道の給水可能区域又は下水道供用開始区域若しくは農業集落排水区域における接続可能区域においては、当該町水道又は当該下水道若しくは当該農業集落排水に接続すること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、下水道接続工事及び農業集落排水接続工事にかかるものについては、この限りではない。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、20万円（消費税及び地方消費税の額を含む）以上のリフォームに要する費用とする。この場合において、併用住宅で居住部分とそれ以外の部分を併せてリフォームを行うときは、リフォームを行う居住部分の床面積を、リフォームを行う居住部分及びそれ以外の床面積の合計で除して得た値に、当該リフォームに要する費用の額を乗じて算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町が行う他の補助制度を利用しているものについては、補助対象と

しない。ただし、本補助制度の対象工事と他の補助制度の対象工事の内容が重複しない場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に10分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、リフォームに着手する前に錦町空き家住宅リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の位置図及びリフォームに係る見積書の写し
- (2) 施工前の住宅全体の写真及びリフォーム部分の写真
- (3) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、リフォームの内容が確認できる書類
- (5) 前住所地の市町村民税納税証明書
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに該当するリフォームに着手するものとする。

(補助金交付申請の変更及び中止)

第10条 補助事業者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、錦町空き家住宅リフォーム補助金変更・中止承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、錦町空き家住宅リフォーム補助金変更決定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、第4条第1項に規定する補助事業が完了したときは、速やかに錦町空き家住宅リフォーム完了実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) リフォームに係る費用の支払いを証する契約書及び領収書等の写し
- (2) リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、リフォームの内容が確認できる書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求・支払)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付請求書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに補助金が交付されている場合にあつては、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他の事項）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

リフォームの内容	備 考
既存住宅の増築、改築、減築工事	
浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
給排水衛生設備工事	リフォームによる撤去、移設、修理、取替、新設
給湯設備工事	
換気設備工事	
電気設備工事	
ガス設備工事	
オール電化工事	工場の必要のないIHクッキングヒーターの設置は不可
屋根のふき替え、塗装及び防水工事	
外壁の張り替え、塗装及び防水工事	
床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等の内装工事	
部屋の間仕切りの変更工事	
床材、内壁材及び天井材の張り替えや塗装等の内装工事	
断熱改修工事（床、壁、窓、天井、屋根）	
襖紙、障子紙の張り替えや畳の取替え	障子紙、襖紙の単独では不可
雨樋等の取替えや修理	
バリアフリー改修工事（手摺りの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険法による住宅改修を実施するものは対象外
住宅の解体工事	リフォームに伴う部分の解体は対象（解体のみ場合は対象外）

第1号様式（第7条関係）

錦町空き家住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

錦町長様

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付対象 住宅	所在地	錦町大字	
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）	
	居住用面積	m <sup>2</sup>	
	居住用面積 以外の面積	m <sup>2</sup> （併用住宅の場合）	
リフォーム工事の内容			
工事に要する費用		円（見積額）	
施工者		所在地 事業者名（代表者名）	
工事期間		年 月 日から 年 月 日	
他の補助金の適用		<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
添付書類		<input type="checkbox"/> 住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 工事前の写真 <input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 前住所地の市町村民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他リフォームの内容が確認できる書類（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
※町記入欄	空き家バンク登録番号		
	空き家バンク利用 登録の有無		有 ・ 無

第2号様式（第7条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

錦町長様

申請者	住所	_____
	氏名	_____ 印
	電話番号	_____
同居者	氏名	_____ 印
	氏名	_____ 印
	氏名	_____ 印

錦町空き家住宅リフォーム補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

1. リフォームした空き家から、私及び世帯員の全部が、本補助金の交付を受けた日から3年以内に転居しません。
2. 上記の誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、錦町の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

事業担当課において、私及び同居する者に係る次の調査事項について、各担当課資料及び現住所地への照会等により調査を行うことについて同意します。

記

- 調査事項
- ①住民基本台帳の記載（登録）状況
  - ②対象町税等の納付状況

第 3 号様式 (第 8 条関係)

錦町空き家住宅リフォーム補助金交付・不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

錦町長

印

年 月 日付けで申請のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金については、下記のとおり決定したので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 決定区分	交 付 ・ 不交付
2 交付金額	円
3 不交付の理由	

第4号様式（第10条関係）

錦町空き家住宅リフォーム補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

錦町長様

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金について、下記のとおり申請の内容を変更・中止したいので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更・中止の内容
- 2 変更・中止の理由
- 3 添付書類



第 5 号様式（第 10 条関係）

錦町空き家住宅リフォーム補助金変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

錦町長

印

年 月 日付けで申請のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金の変更・中止については、下記のとおり決定したので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認します

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額 変更前  
                                変更後

2 承認しません

理由

第 6 号様式 (第 11 条関係)

錦町空き家住宅リフォーム補助金完了実績報告書

年 月 日

錦 町 長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金に係るリフォーム工事が完了したので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額	円
2 リフォーム工事に要した費用	円
3 リフォーム工事の実施期間	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
4 添付書類	① リフォーム工事に係る契約書等の写し ② リフォーム工事に係る領収書等の写し ③ 工事後の住宅状況を明らかにする写真 ④ その他町長が必要と認める書類

様

錦町長

錦町空き家住宅リフォーム補助金交付確定通知書

錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第11条の規定に基づき提出のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金実績報告書について内容を審査した結果、次のとおり確定しましたので、錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

単位：円

工事費用額 (実績) ①	補助対象外経費 (実績) ②	補助対象経費 (実績) ①-②=③	交付確定額 ③×2/10 (上限20万円)

※1,000円未満切り捨て

第 8 号様式（第 13 条関係）

錦町空き家住宅リフォーム補助金交付請求書

年 月 日

錦 町 長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった錦町空き家住宅リフォーム補助金として、下記の金額を交付されるよう錦町空き家住宅リフォーム補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店（支所）						
口座の種類・番号	1 普通 ・ 2 当座							
フリガナ								
口座名義								